○北陸地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第八十六号川西都市計画道路事業三・四・一号中央通り線他一線
三　事業施行期間　自平成十六年七月二十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第九十六号湯沢都市計画道路事業三・四・八号中央線
三　事業施行期間　自平成十七年九月二十七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
熊野市飛鳥町大又字大栃谷一四五二番一地内	前	二五・四五〜三〇・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	三〇・九〇〜四四・五五	〇・〇二七

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　中都市計画道路事業三・五・一号中町西線及び三・四・五百十号中町東線
三　事業施行期間　自平成二十三年三月三日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県多可郡多可町中区曽我井字三反田及び字沢田、森本字上沢田、坂本字土井畑及び字友竹並びに糀屋字土井ノ後地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・四・六百七号揖保線
三　事業施行期間　自平成二十三年三月三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県たつの市揖保町東用字久保田及び字村東並びに栄字カナヤ地内
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千六百二十二号中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業　中讃流域下水道（大束川処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十二年十二月十四日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千六百八十四号高松広域都市計画下水道事業香東川流域下水道（高松西部処理区）
三　事業施行期間　自平成五年八月十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年三月三日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号
四国地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社　愛媛建築住宅センター
三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	和田　忠則
変更後	ー

(2)　変更年月日
平成二十三年二月八日